

正誤表

平成 26 年 3 月 6 日

「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに関する質疑応答集（Q&A）について」（平成 26 年 1 月 15 日付け事務連絡） A 3 - 2

- 誤) 水道法第 20 条に基づく水道水の定期及び臨時の水質検査における水質基準項目及び水道法施行規則第 17 条第 3 号に基づく消毒効果の確認における残留塩素に限る。
- 正) 水道法第 13 条に基づく給水開始前の水質検査並びに水道法第 20 条に基づく水道水の定期及び臨時の水質検査における水質基準項目並びに水道法施行規則第 17 条第 3 号に基づく消毒効果の確認における残留塩素に限る。